

境港市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(個人情報ファイルの保有等に関する届出)

第3条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ法第74条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。届出した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、法第74条第2項第1号から第8号まで及び第10号に掲げる個人情報ファイルの保有については、適用しない。

3 実施機関は、第1項に規定する事項を届出した個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたときは、遅滞なく、市長に対しその旨を届け出なければならない。

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載しなければならない。

(開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第2項に規定する手数料は、無料とする。

(開示請求に係る費用負担)

第6条 法第87条第1項の規定により保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、保有個人情報の写しの交付を行う実施機関は、法第76条の規定により保有する特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）の開示の請求を受ける場合において、当該特定個人情報に係る本人が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該特定個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

(審査会への諮問)

第7条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認め

るときは、境港市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取り扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
(運用状況の公表)

第8条 市長は、毎年1回、法及びこの条例の運用状況について公表するものとする。
(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(境港市個人情報保護条例の廃止)
- 2 境港市個人情報保護条例（平成11年境港市条例第13号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日前に廃止前の境港市個人情報保護条例第12条、第19条又は第20条の規定による請求がされた場合における同条例に規定する自己情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。